

民生委員・児童委員の  
一斉改選について

地域福祉の推進役として重要な役割を担う民生委員・児童委員の3年に1度の一斉改選が12月1日に行われ、当市では106人の民生委員・児童委員が厚生労働大臣より委嘱されました。地域の民生委員・児童委員は、市ホームページで確認できますので、何かお困りのことがあれば、ぜひご相談ください。

問合せ：地域福祉課 ☎ 982・9548 FAX共通

特定(産業別)最低賃金の改正

12月1日から5業種の埼玉県特定(産業別)最低賃金の時間額が改正されました。

- 非鉄金属製造業 1006円
  - 電子部品等製造業 1013円
  - 輸送用機械器具製造業 1013円
  - 光学機械器具等製造業 1022円
  - 自動車小売業 1018円
- 問合せ：埼玉労働局労働基準部賃金室 ☎ 048・600・6205

冬の交通事故防止運動

夕暮れ時から夜間の時間帯に交通事故が多く発生する傾向があります。歩行者や自転車の運転者は反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用しましょう。また、自動車や自転車は早めのライト点灯をお願いします。

期間：12月1日～14日  
問合せ：危機管理課 ☎ 940・1072 FAX共通

【人権それは愛】「合理的配慮」をご存知ですか？

～共生社会の実現のために～

合理的配慮という言葉を知っていますか？  
合理的配慮とは、障がいのある人が社会の中で出会う困りごと・障壁を取り除くための調整や対応のことです。合理的配慮の例としては、段差があって入れないお店や電車でスロープなどを使って補助することや視覚障がいのある人のために拡大文字や点字で資料を作成したり、読み上げて伝えたりするなどが考えられます。その内容は、障がいの特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

2016年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」では、国及び地方公共団体や事業者に対して、障がいのある人から対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。これを合理的配慮の提供といいます。また、2021年にこの法律が改正され、それまで努力義務だった事業者の合理的配慮の提供が法律の公布から3年以内に義務化されることになりました。

社会全体として合理的配慮の提供が当たり前になることにより、全ての人が尊重され、障がいのある人とない人が、お互いに理解しあっていくことが共生社会を実現させていくのではないのでしょうか。皆さんも合理的配慮について、できることを考えてみませんか。

障害者基本法では、12月3日から9日までの期間を障害者週間と定めており、また埼玉県では、12月4日から10日までの期間を「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」として定めています。

問合せ：生涯学習課 ☎ 984・3563 FAX共通

全国一斉年末借金・生活お困りごと36時間電話相談会

埼玉司法書士会では、生活に困窮している方の生活再建を図るため、電話相談会を開催します。(相談無料・秘密厳守)  
日時：12月3日(土)午前10時から4日(日)午後10時までの36時間 ☎ 0120・7832・36  
(相談会開催時のみ通話可)  
問合せ：埼玉司法書士会事務局 ☎ 048・863・7861

「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」について

12月4日から10日までは「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」です。この機会に、人権について考え、行動しましょう。

問合せ：県人権・男女共同参画課 ☎ 048・830・2255、市民参加推進課 ☎ 982・9458 FAX共通

12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

北朝鮮による拉致問題の解決には、「拉致は許さない。」という一人ひとりの強い思いが大きな力となります。

この週間に機に拉致問題と北朝鮮当局による人権侵害問題への認識を深めましょう。

問合せ：市民参加推進課 ☎ 982・9458 FAX共通

越谷市場「歳末大売出し」

12月26日(日)から30日(木)まで、正月用食材の大売出しのお知らせ。野菜、果物、水産物、食肉、加工食品、雑貨ほか。いつでも、誰でも買えます。また、食堂での食事でもできますのでご利用ください。

※12月31日(日)は一部の店舗のみ営業します。年明けは1月5日(金)より営業します。

問合せ：(株)埼玉県東部流通センター ☎ 048・987・3100

